

平成 30 年度事業計画書

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

公益財団法人鳥取県暴力追放センター

| 事業 | 事業内容 |
|-----------|---|
| 第 1 広報・啓発 | <p>暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及と、暴力団排除意識の高揚、センター活動の理解と周知を図るための活動。</p> <p>1 「暴力追放鳥取県民大会」の開催 平成 30 年秋、鳥取県立倉吉未来中心において、「第 27 回大会」を県警と開催 (参加者予定人員 300 人)</p> <p>2 宣伝、普及活動</p> <p>○広報誌「暴追とつとり」第 51 号、第 52 号の発行 (各 26,800 部)</p> <p>○ポスター・チラシの製作頒布</p> <p>○警察・自治体等が発行する広報紙への掲載依頼及び日刊紙等への積極的な資料提供、投稿等</p> <p>○責任者講習「受講修了書」並びに「賛助会員証」(ステッカー)掲示運動の推進</p> <p>※ 賛助会員の拡大</p> <p>○広報塔 5 基による広報</p> <p>○路線バス（米子市）へのラッピング広告掲載</p> <p>○防犯運動時における広告掲載</p> <p>3 各業種、職域、地域等の講習会・研修会等での講演の推進</p> <p>4 インターネット（平成 21 年 4 月ホームページ開設）による情報公開、広報</p> <p>5 表彰</p> <p>○暴力追放県民大会での暴力追放活動の功労者（団体）、財団事業への支援功労者の積極的な表彰</p> <p>○管区表彰「中国管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会」、全国表彰「全国暴力追放運動推進センター」への暴力追放活動功労者（団体）の積極的な上申</p> <p>6 その他</p> <p>○「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（いわゆる政府指針）の周知と啓発</p> <p>○鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）の普及と活用</p> |

| | |
|---------------------------------------|---|
| 第2 組織活動支援 | <p>暴力団員による不当な行為の被害防止に関する民間の自主的な組織活動等への支援。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「鳥取県暴力団排除関係組織連絡協議会（22団体）」の総会等の行事への参加、講演、資料提供等 2 地域、職域暴排組織が行う「暴力追放大会」、「研修会」等各種行事への講師の派遣、資料提供等 3 地域組織が行う暴排対策の中、特に重要な取組に対する支援、連携した活動（暴力団お断り連盟の拡大等） 4 暴力団事務所の撤去、進出阻止活動に対する警察、暴追センター、弁護士会による三者協定の積極的活用と緊密に連携した情報提供、指導、活動資金の貸付け等 5 企業パトロール、事業者に対する暴力団情報の提供等による賛助会員の拡大等 6 暴力団情報提供要領の施行に伴い、情報提供先賛助会員のデータベース構築の支援 |
| 第3 暴力追放相談 | <p>暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずるための活動。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「暴力追放相談委員」による受理、申立人（相談者）の立場に立った的確な処理及び支援の実施 2 暴力団の不透明化に対応するため、いわゆる「反社会的勢力」による不当要求等の相談への的確な対応及び暴力団情報の適正な提供 3 その他 <ul style="list-style-type: none"> ○相談業務ネットワーク「鳥取県相談業務関係機関ネットワーク」、「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」、「日本司法支援センター鳥取」等との連携 ○暴追センター・警察・弁護士会で組織する「鳥取県民事介入暴力対策実務研究会」での緊密な連携 ○企業パトロールによる、潜在（泣き寝入り）事案の掘り起こしと保護救済の実施 |
| 第4 少年被害防止 対策 ～少年を暴力団 から守る活動～ | <p>少年に対する暴力団の影響を排除するための活動。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴力追放相談委員による相談申出人に対する助言及び暴力団の影響を受け又は受けるおそれのある少年に対する指導並びに少年を中心とする各種団体等への啓発活動、少年及び保護者に対する一般的な働きかけ及び広報の的確な実施 2 風営適化法第38条の「少年指導委員」等に対する研修の実施 |

| | |
|------------------------------|--|
| 第5 暴力団離脱者 援助 ～社会復帰対策～ | <p>暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「鳥取県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」等と連携して、離脱者に対する一般社会への定着のための生活・就業相談、離脱希望者やその家族等に対する離脱のノウハウの的確な教示等の実施 2 同協議会会員である受入協賛事業所の拡大及び組織の活性化 3 平成28年2月5日に締結した「社会復帰対策協議会広域連携協定」(平成29年末現在27都府県)の連携強化 |
| 第6 委託講習 ～不当要求防止 責任者講習～ | <p>事業者に対し、不当要求による被害を防止するために必要な対応方法についての指導等の援助を行うため、鳥取県公安委員会の委託を受けて暴力団対策法第14条第2項の「不当要求防止責任者講習」の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施回数 30回以上 ○各種業界、事業所等への積極的な働きかけによる未選任事業所に対する「選任届」の推奨及び責任者講習の計画的な実施 ○講習教材を含む講習内容の充実 ○鳥取県弁護士会民暴対策委員会所属弁護士への講話依頼 |
| 第7 被害者救援 | <p>暴力団員による不当な行為の被害者等に対する貸付金及び見舞金の支給等の支援活動。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団員からの被害等に係る民事訴訟の当事者に対する「訴訟提起等費用」及び「重大な物的被害の応急修復費用」、傷害事件被害者の「応急入院・治療費用」等の無利子貸付 2 暴力団員による傷害事件等の被害者に対する「見舞金」の支給 3 民事介入暴力事案の被害者に対する民暴弁護士の紹介 4 「鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会」の関係組織との連携による的確な業務推進 |
| 第8 組事務所使用 差止請求 | <p>指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し又は勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害された場合、当該付近住民等から委託を受け、事務所使用差止訴訟等を行う。</p> |
| 第9 調査研究等 | <p>上記第1～8の各事業の効果的な推進及び職員の知識技能向上のための活動。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国暴力追放運動推進センター等が主催する各種会議、講演会、研修会等への参加 2 新聞、刊行物等を活用した暴力団の活動実態等の調査 3 その他、財団及び都道府県センターとして事業を推進するため必要と認められる事業 |